

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会 ひたちなか市協賛取扱要項

1 趣旨

第 7 4 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」及び第 1 9 回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」（以下「国体等」という。）の開催方針に賛同し、協賛の申出があった場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

協賛の内容は、原則として国体等の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に要する用具等（以下「協賛品等」という。）の受入れによるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会ひたちなか市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受入れる。
- (2) 協賛品等の申込みは、協賛品等申込書（様式第 1 号）により行う。
- (3) 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛品等受領書（様式第 2 号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛の方法は、提供または貸与とする。
- (5) 協賛品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として取り扱わないもの

- (1) 国体等の趣旨に反するもの。
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの。
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。
- (4) 政治活動、宗教活動等に関するものであると認められるもの。
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの。
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの。

5 協賛の表示

- (1) 協賛品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛品等に直接表示することが不適当な場合は、別の方法により表示することができる。

(2) 前号の規定により表示する場合は、協賛者名の広告宣伝が必要以上に強調されないよう表示するものとし、文字の大きさ等の表示方法及び表示箇所については、実行委員会と協議し決定する。ただし、既存の製品提供の場合を除く。

6 協賛への謝意

協賛品等の提供を受けたときは、協賛者に対し感謝状の贈呈等により感謝の意を表すとともに、実行委員会ホームページ等にその旨を記載するなど周知を図るものとする。

7 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、国体等終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。